二十	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条1）
	最恵国待遇（第二条3）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
概要	

二十一	
分野	上水道業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
留保の種類	内国民待遇（第二条1）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
概要	

ウズベキスタン共和国の表

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	特定措置の履行要求の禁止（第五条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替収入の義務的な売却を経済主体が実施するための手続（二千年六月二十九日付けのウズベキスタン共和国の閣議決定（第二四五号）により承認）
概要	1　ウズベキスタン共和国は、次の措置を維持する権利を留保する。 (a)　輸出の際に物品の売却及びサービスによって生じた外国為替収入の五〇％は、権限のある銀行に対する義務的な売却の対象となる。 (b)　綿花の輸出によるすべての外国為替収入は、ウズベキスタン共和国中央銀行に対する義務的な売却の対象となる。 2　1(a)及び(b)の規定にかかわらず、 (a)　外国為替収入の義務的な売却は、二千年六月二十九日付けのウズベキスタン共和国の閣議決定（第二四五号）第三項に従い、免除される。 (b)　義務的な売却の対象となる外国為替収入は、同閣議決定第四項に従い、引き下げられる。

附属書Ⅱ　第六条2に規定する措置に関する留保

1　締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第六条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条1（内国民待遇）

(b)　第二条3（最恵国待遇）

(c)　第五条（特定措置の履行要求の禁止）

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の目的のためにのみ示す。

(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」は、その他のすべての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条1）
概要	特定措置の履行要求の禁止（第五条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　ウズベキスタン共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　ウズベキスタン共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
現行の措置	すべての分野

二	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条1）
概要	特定措置の履行要求の禁止（第五条） 指定された企業若しくは政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	すべての分野

三	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条1） 最恵国待遇（第二条3）
概要	補助金については、ウズベキスタン共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
現行の措置	